

「(仮称)稲庭田子風力発電事業環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、青森県三戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市において、総出力115,600kW(定格出力3,400kW級の風力発電設備34基)の風力発電所を設置するものである。

本事業は、恵まれた風況を活用した、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の対象事業実施区域の一部には大径木のブナが多数生育する自然度の高い植生が存在しているほか、同区域及びその周辺には、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、林野庁により緑の回廊に設定されている国有林及び森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林が存在しており、自然環境保全上、重要な地域である。

また、対象事業実施区域周辺では、複数のクマタカのペアによる営巣をはじめ、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されていることから、事業の実施によるこれらの鳥類への重大な影響が懸念される。

さらに、対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。なお、対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が環境影響評価手続中であることから、騒音等及び動物等の事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と情報を共有し、必要に応じて合同で調査すること等により、累積的な影響を把握すること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域の一部では、巨樹・巨木に該当する幹周300cmを超えるブナの大径木が多数生育する自然度の高い植生を改変する計画としているほか、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、林野庁により緑の回廊に設定されている国有林及び森林法に基づき保安林に指定されている森林を横断する工事用道路の新設を予定していることから、本事業の実施によるこれらの重要な森林及び野生動物の生息地・生育地の消失等

による植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、自然度の高い植生が分布する区域における風力発電設備及び工事用道路（以下「風力発電設備等」という。）の設置に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、希少性の高い幹周 300cm を超えるブナの巨樹・巨木及びそれに準じたブナの伐採を極力回避すること。また、緑の回廊及び緑の回廊と同等の機能を有する森林における風力発電設備等の設置に当たっては、関係機関や地元自治体と十分に協議及び調整した上で、既存道をできる限り活用し、改変面積を最小限に抑制すること。

（２）鳥類に対する影響

対象事業実施区域の周辺では、複数のクマタカのペアによる営巣をはじめ、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている。このため、これらの鳥類に対する重大な影響を可能な限り回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付など鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、希少猛禽類等の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

（３）騒音等に係る環境影響

対象事業実施区域の周辺には複数の住居が存在しており、また、事業者による準備書における環境影響評価によれば、風力発電設備の稼働に伴う騒音は、騒音に係る環境基準に基づく A 類型の環境基準値は満たしているものの、現況値から大きく増加すると予測されている地点があることから、生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置の変更や機種を選定等について検討し、住居からの離隔距離を確保すること等により、騒音の影響を回避又は極力低減すること。また、適切に事後調査を実施し、その結果、生活環境への影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。